

令和4年度 京丹後市 保育所・認定こども園 募集要項

(R3.10月発行)



5歳児（女児）
おおなわとびをしたよ。
100かいくらいとべるともだち
もいてすごいなあ～！

募集期間

【令和3年10月8日(金)～令和3年11月5日(金)】

この要項をよく読んでから、申込書類を作成し、期限内に提出してください。

～ 問い合わせ先 ～

京丹後市教育委員会事務局 子ども未来課 大宮庁舎内

☎ 0772-69-0340 (FAX 0772-64-5000)

もくじ

お申込みの前に（保育所・認定こども園共通）

1. 「教育・保育給付認定」について	1
2. 施設の概要	1
3. 施設の見学会について	1
4. 入所（園）までの流れ	2
5. 利用申込手続き	3

保育所・認定こども園（2・3号認定）利用案内

1. 保育所・認定こども園（2・3号認定／保育利用）の利用申請ができる方	8
2. 保育必要量について	8
3. 利用可能な施設	9
4. 保育時間（利用できる時間）について	11
5. 休日保育について	12
6. クラス編成について	12
7. 送迎バスの運行について	12
8. 面接について	13
9. 利用者負担額（保育料）について	13
■保育料徴収金基準額表【3歳未満児】	13
■保育料徴収金基準額表【3歳以上児】	15
10. その他の納付について	16

認定こども園（1号認定）利用案内

1. 募集対象児童	17
2. 利用可能な施設	17
3. 面接について	18
4. 利用施設の決定	19
5. 認定こども園（1号認定）のあらまし	19
6. 利用者負担額（保育料）について	19
■保育料【副食費】徴収金基準額表	20
■預かり保育料月額表	20
7. その他の納付について	21
8. 災害、インフルエンザなどに伴う措置について	21



お申込みの前に（保育所・認定こども園共通）

1. 「教育・保育給付認定」について

保育所・認定こども園を利用するためには、市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。「教育・保育給付認定」とは、教育・保育施設等を利用するための「保育の必要性の認定」で、教育・保育給付認定を受けた子どもの保護者に対して、市から施設型給付が支給され、利用する施設の教育や保育に要する費用に充てられます。教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保護者が教育・保育のどちらを希望するかによって3つの区分に分かれます。

※施設型給付は、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に代わり施設が受け取る仕組みになっています。

※教育・保育給付認定の申請とあわせて利用希望施設の申込を行います。（1枚の申請書で兼ねています。）

【教育・保育給付認定の種類】

教育・保育給付 認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし（教育を希望）	認定こども園（教育利用）
2号認定	満3歳以上	あり（保育を希望）	保育所・認定こども園（保育利用）
3号認定	満3歳未満		

※2・3号認定は「保育が必要な事由」に該当しなければなりません。☞ P8 参照

2. 施設の概要

(1) 幼保連携型認定こども園（本要項では「認定こども園」と記載しています。）

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設で、教育と保育を一体的に提供します。「教育」部分が認定こども園（1号認定）、「保育」部分が認定こども園（2・3号認定）になります。

(2) 保育所

保護者の就労等により家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

※保育所・認定こども園（2号・3号）は利用にあたって、就労等の要件が必要ですが、認定こども園（1号）は、要件は問いませんので誰でも利用することが可能です。

☞施設一覧は、P9参照

3. 施設の見学会について

各施設の様子を知っていただくために、一斉募集期間中に市内全施設で見学会を開催します。（各施設2回）事前申込は不要です。下記時間中、ご都合の良い時間にお越しいただき、各自で見学をしていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策を講じての実施のため、施設内の見学場所を限定させていただきます場合があります。

※見学の際は、マスク着用・検温と手指消毒をお願いします。

【公立保育所・認定こども園、大宮北保育所・あみの夢保育園】

令和3年10月 9日（土）10:00～11:00

令和3年10月11日（月）10:00～11:00

【ゆうかり乳児保育所・ゆうかり子ども園】

令和3年10月16日（土）10:00～11:00

令和3年10月18日（月）10:00～11:00

【※こうりゅう虹保育園】

令和3年10月23日（土）10:00～11:00

令和3年10月25日（月）10:00～11:00

※令和4年度から「幼保連携型認定こども園」へ移行し、施設名も「こうりゅう虹こども園」へ変更予定です。

4. 入所（園）までの流れ

①必要書類の入手 ※本要項に挟み込まれています

- 教育・保育給付認定（教育・保育給付認定変更）申請書兼施設利用申込書
- 保育所・認定こども園利用申込申告書 及び 就労証明書（両面印刷）
- 認定こども園（1号認定）入園調書

②施設見学会

一斉募集期間中に市内の公立・私立の全保育所・認定こども園で見学会を開催します。
参加自由、事前の申込は不要です。

見学会日程は P1 をご覧ください。

③教育・保育給付認定申請兼利用申込

必要書類を揃えて、子ども未来課、市民局、または利用を希望する保育所・認定こども園に提出します。

申請には世帯全員のマイナンバー（個人番号）が必要です。

④利用調整

申請内容や保育所等の状況に基づき、市が利用調整を行います。希望される施設で受入ができない場合、市から連絡をします。

保育所・認定こども園（2・3号認定）は、保育の必要性があるかどうかを審査した上で、第1希望の施設から調整をします。

受入可能人数を超えた場合、市が利用調整を行います。

また、認定こども園（1号認定）で受入可能人数を超えた場合、抽選により決定します。

上記により、第1希望施設以外の施設へ入所（園）となることがありますので、あらかじめご了承ください。

⑤利用施設の内定及び面接

利用施設の内定後、その施設で面接を行います。保育の準備のため、児童の家庭での様子を聞かせていただきます。

⑥支給認定証等交付

市から支給認定証及び施設の利用承諾通知書（または入園許可証）と入所（園）関係書類が送付されます。（令和4年2月頃）

※利用調整項目

保育が必要な事由（就労、妊娠・出産等）、保護者の就労日数・時間、家族の状況等

⑦入所（園）説明会

各施設で入所（園）に関する説明会を行います。（行わない施設もあります。）

↓

入所（園）

5. 利用申込手続き

(1) 一斉募集期間

令和3年10月8日（金）～ 令和3年11月5日（金）

※現在育児休業中で、令和4年度中に職場復帰するかた及び令和4年度中までに分娩予定で令和5年3月までに入所（園）を予定しているかたについては、この期間に申込をすることができます。

※出生前児童の仮申込については、P7をご確認ください。

※期間後も随時受け付けますが、期間内の申込者を優先しますので、希望の施設への入所（園）ができない場合があります。

※期間内に提出されても、申請内容等に不備があった場合は、不備が解消された時を受付日とします。

(2) 書類提出先

子ども未来課（大宮庁舎）、市民局、利用を希望する保育所・認定こども園

(3) 申請に必要な書類

提出が必要な人	提出書類
全 員	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定(教育・保育給付認定変更)申請書兼施設利用申込書(児童1人につき1枚)
保育所 認定こども園(2・3号認定)	<input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園利用申込申告書 及び 各事由に必要な書類 ※該当する事由により必要な書類が異なります。P4の表を参考にしてください。
認定こども園(1号認定)	<input type="checkbox"/> 認定こども園(1号認定)入園調書
該当者のみ	「令和3年1月2日以降に京丹後市へ転入された方」及び「単身赴任等により、京丹後市以外に居住されている方」 <input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定(教育・保育給付認定変更)申請書兼施設利用申込書の最下部に令和3年1月1日時点の住所地を記入してください。
	同居世帯員が手帳等をお持ちの場合。いずれかの写しを提出 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・国民年金障害基礎年金証書
	児童が疾病、障害などがある場合。いずれかの写しを提出 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書・身体障害者手帳・療育手帳・診断書

(4) 申請書類の記入方法

【教育・保育給付認定（教育・保育給付認定変更）申請書兼施設利用申込書】

- ①「申請者氏名」…書類を提出する保護者（父か母）を記入してください。
- ②「保護者氏名」…保育料の納付義務者となります。（父か母）
- ③「保育の希望の有無」…保育所及び認定こども園（2・3号認定）希望の方は、「有」に○を、認定こども園（1号認定）の方は、「無」に○をしてください。
- ④「児童の世帯員」…入所（園）児童を除く、同居の家族を全員記入してください。世帯が分かれていても、同一地番に居住している64歳以下の祖父母は「同居」とみなし、保育必要性の審査の対象となりますので、必ず記入してください。（同一地番、別世帯で祖父母以外の方は記入不要）
- ⑤「利用を希望する期間」…第1希望の施設を利用したい期間を記入してください。保育所・認定こども園（2・3号認定）は、保育が必要な事由に応じて、教育・保育給付認定（利用）の期間を決定します。
- ⑥育児休業からの復帰と同時に保育所・認定こども園（2・3号認定）を利用する場合の入所（園）日は、最大で、復帰日の2週間前からです。（ただし、令和4年4月15日以降に復帰する場合

に限ります。)

⑦お住まいの町域に関係なく、市内施設のどこでも申込できます。

⑧申請書類には児童及び世帯員全員のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。

マイナンバー法の施行及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、教育・保育給付認定申請兼施設利用申込に係る手続きにはマイナンバーの記載が必要となりました。

マイナンバーを使う手続きの際は、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。確認等において不明な点があった際は、子ども未来課から問い合わせる場合もあります。

【保育所・認定こども園利用申込申告書】※保育所・認定こども園（2・3号認定）のみ

①入所（園）児童の、父・母・64歳以下の同居の祖父母について、提出してください。（令和4年4月1日時点で65歳以上の場合は提出不要です。）

②該当する項目にし、必要書類を確認のうえ添付してください。

③申告内容に不備、不足がある場合等は、子ども未来課から連絡をします。

【就労証明書（保育所・認定こども園利用申込申告書の裏面）】※事由が「就労」の場合

①保育が必要な事由が「就労」の場合、提出が必要です。

②保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等が作成してください。

（自営業について、保護者が自営業主と同一の場合は、保護者が作成してください）

③証明内容に不備、不足がある場合等は、子ども未来課から連絡をします。

※内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定、入所（園）を取り消すことがあります。

※事実確認のため、実態調査を行うことがあります。

【参 考】

区分	必要な書類
就 労	勤務・内職等 就労証明書(就労先事業者等が作成してください)
	(現在、育児休業中) ※入所(園)と同時に復帰 就労証明書(就労先事業者等が作成してください) ※復帰後の勤務内容(就労形態、就労日数・時間等)がすでに決まっている場合は、復帰後の勤務内容で就労証明書を提出してください。勤務内容が未定の場合、育児休業期間と復職日記載の証明書を提出し、復帰後に再度就労証明書を提出してください。
	自営業(専従者・家族従業員・農業含む) 就労証明書 及び 就労の状況等を確認できる書類が必要 (保護者が自営業主と同一の場合は、保護者が作成してください) ※自営業の場合、就労の状況等を確認できる書類を必ず添付してください。 例) 所得税の申告関係書類(直近の確定申告書控え、源泉徴収票、青色決算書・白色収支内訳書の控え等)、開業届・営業許可証の写し、出勤簿、給与明細、出荷票、領収書の写し等 ※農業に従事されている方は、就農の状況を確認できる上記の書類等を添付するか、農業委員による確認を受けてください。
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日がわかるページ)
疾病・障害	障害者手帳の写し・診断書等
介護	介護保険被保険者証の写し
災害復旧	り災証明書
求職活動	求職活動の状況がわかる書類 (例:直近のハローワークカードの写し)
就学	在学証明書または学生証の写し



申請書類を提出される際は、大変お手数ですが、以下の書類をお持ちください。

保育所・認定こども園の入所（園）の申請における個人番号確認については、『個人番号カード』または『個人番号が記載された住民票の写し』もしくは『住民票記載事項証明書』の提示をお願いします。

【申請者（父か母）が持参する場合】

番号確認ができる書類(いずれか)	本人確認ができる書類(いずれか)
1.個人番号カード 2.個人番号が記載された住民票の写し 3.住民票記載事項証明書	1.個人番号カード 2.運転免許証、パスポートなど顔写真付きの公的な身分証明書 3.以下の書類から2点 健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等

【代理人（祖父母、叔父叔母等）が持参する場合】

申請者の番号確認ができる書類(いずれか)	代理人の本人確認ができる書類(いずれか)	代理権確認書類
1.個人番号カード 2.個人番号が記載された住民票の写し 3.住民票記載事項証明書	1.個人番号カード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きの公的な身分証明書 2.以下の書類から2点 健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等	1.委任状

※申請者（父か母）以外は代理人となり、委任状が必要です。

(例) ①父が申請者（父が保育所に提出）



⇒

父の本人確認及び
父の個人番号の確認



②母が申請者（母が保育所に提出）



⇒

母の本人確認及び
母の個人番号の確認



③父が申請者（祖母が代わりに保育所に提出）



⇒

委任状の確認と、
祖母の本人確認及び
父の個人番号確認



(5) 申込後の留意事項

次の場合、必ず子ども未来課までご連絡ください。

- ・入所（園）申込を辞退するとき
- ・京丹後市内に住民登録がなくなったとき（転出したとき）
- ・申込書記載内容に変更が生じたとき（住所、家族構成、保護者の就労先など）

☆利用期間記入の参考にしてください。

児童の生年月日	年齢	0歳児まで	1歳児まで	2歳児まで	3歳児まで	4歳児まで	就学前まで
平成28年4月2日～ 平成29年4月1日	5歳児						令和5年 3月31日
平成29年4月2日～ 平成30年4月1日	4歳児					令和5年 3月31日	令和6年 3月31日
平成30年4月2日～ 平成31年4月1日	3歳児				令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日
平成31年4月2日～ 令和2年4月1日	2歳児			令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日	令和8年 3月31日
令和2年4月2日～ 令和3年4月1日	1歳児		令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日	令和8年 3月31日	令和9年 3月31日
令和3年4月2日～	0歳児	令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日	令和8年 3月31日	令和9年 3月31日	令和10年 3月31日

☞ 保育所・認定こども園（2・3号認定）利用案内はP8へ

☞ 認定こども園（1号認定）利用案内はP17へ

(6) 出生前児童の仮申込について

令和4年度保育所・認定こども園利用児童の一斉募集から、出生前児童の仮申込を受付けます。ただし出生後の本申込がなかった場合、仮申込は無効となり、取下げとなりますのでご注意ください。以下を確認のうえ、必要書類をそろえてから申込をしてください。

▶対象児童

分娩予定日が令和4年度中までで、令和4年度に保育所等を利用する出生前児童。
ただし、利用開始日は利用希望施設の受入可能月齢（P9を参照）に達してからとなります。

※出産が遅れたため利用開始日が令和4年度を超える場合は、令和5年度保育所・認定こども園利用児童の募集にて再申込が必要となります。

▶必要な手続き

①出生前の仮申込

【必要書類】

- 教育・保育給付認定（教育・保育給付認定変更）申請書兼施設利用申込書
- 保育所・認定こども園利用申込申告書
- 各事由に必要な書類（P3、4を参照してください）
- 母子手帳の写し（表紙、分娩予定日のわかるページ）

【申請書類の記入方法】

- 教育・保育給付認定（教育・保育給付認定変更）申請書兼施設利用申込書
 - 児童氏名は「(母の氏名)の子」と記入してください。例：「京丹後花子の子」
 - 生年月日は「分娩予定日」を記入してください。
- 保育所・認定こども園利用申込申告書
 - 児童氏名は「(母の氏名)の子」と記入してください。例：「京丹後花子の子」
- 就労証明書
 - 育休復帰と同時に保育所・認定こども園を利用する場合
 - 復帰後の勤務内容（就労形態、就労日数・時間等）がすでに決まっている場合は、復帰後の勤務内容で就労証明書を提出してください。その際の育児休業期間と復職日については予定を記載してください。勤務内容が未定の場合、育児休業期間（予定）と復職日（予定）記載の証明書を提出し、復帰後に再度就労証明書を提出してください。

②出生後の本申込

出生後に子ども未来課まで誕生日と母子の健康状態について連絡し、原則14日以内（誕生日当日を含む）に必要な書類をそろえてから本申込をしてください。出生後の本申込がない場合、仮申込は無効となり、取下げとなります。

【必要書類】

- 教育・保育給付認定（教育・保育給付認定変更）申請書兼施設利用申込書
- 出生を証明する書類の写し（出生証明書、出生届の受理証明書など）
- ※育休復帰と同時に保育所・認定こども園を利用する場合等、育児休業期間及び復職日について再度確認させていただきます。
- ※復帰後に再度就労証明書を提出してください。

★施設を利用する必要がなくなった場合や申請内容に変更が生じた場合は、必ず子ども未来課へ連絡してください。

保育所・認定こども園（2・3号認定）利用案内

1. 保育所・認定こども園（2・3号認定／保育利用）の利用申請ができる方

京丹後市内に居住し、住民登録がある児童で、児童の父・母のいずれもが次の事由のどれかに該当し、保育所等での保育を必要とする場合に利用できます。

保育が必要な事由	利用できる期間	保育必要量
①日常の家事以外の仕事をしている(就労)フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など、 <u>月48時間以上</u> 就労していること	最長、児童の就学前まで	就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満⇒保育短時間 就労時間が月 120 時間以上⇒ 保育標準時間
②妊娠中であるか、または出産後間がない	出産予定日の 8 週間前の月初から、出産後 8 週間が経過する日の翌日の属する月の末日まで	保育標準時間
③病気や負傷あるいは心身に障害がある	療養を必要としなくなるまで	病気の状況による
④病気や心身障害者である同居親族等の介護をしている	介護を必要としなくなるまで	介護の状況による
⑤災害や風水害、震災などの復旧にあたっている	必要な期間	保育標準時間
⑥求職活動を継続的に行っている	入所の日から 90 日を経過する日の翌日の属する月の末日まで	保育短時間
⑦学校、職業訓練校等に在学している	就学が修了するまで	就学時間による
⑧虐待やDVのおそれがある	必要な期間	保育標準時間
⑨育児休業取得時に、 <u>既に保育を利用している子が継続利用が必要な場合</u>	育児休業終了日または市長が必要と認める期間	保育短時間
⑩その他、保育が必要な状態である場合		

※⑨の事由について、父・母のいずれもが育児休業を取得する場合は認められません。

※集団生活に慣れさせたい、近所に友だちがいない等の事由は認められません。

※施設が受入可能人数を超えた場合、保育が必要な事由、保護者の就労日数・時間、家族の状況等を考慮して利用調整を行います。

※3号認定の場合、教育・保育給付認定の有効期間は最長で「満3歳になる前々日」までになり、満3歳到達時に新たな支給認定証を市から交付します。（3号→2号認定への切替）

2. 保育必要量について

2・3号認定は、「保育が必要な事由」により、保育必要量が「保育短時間」「保育標準時間」に分類されます。「保育短時間」の場合は1日に最大8時間まで、「保育標準時間」の場合は1日に最大11時間まで、保育所等を利用することができます。保育短時間、保育標準時間の時間帯の設定は施設により異なります。詳しくは、P11「4. 保育時間（利用できる時間）について」をご覧ください。

3. 利用可能な施設

(1) 公立保育所・認定こども園（2・3号認定）

施設名	所在地/電話番号	定員	開所(園)時間		入所(園)月齢	特別保育
			平日	土曜		
①峰山こども園	峰山町長岡 1677-2 (0772)69-1155	260人	平日	7:30~19:00	6ヶ月から	一時預かり
			土曜	7:30~18:00		
②大宮こども園	大宮町周枳 167 (0772)68-3005	240人	平日	7:30~19:00	6ヶ月から	一時預かり
			土曜	7:30~18:00		
③網野こども園	網野町小浜 133 (0772)72-4422	130人	平日	7:30~19:00	6ヶ月から	一時預かり
			土曜	7:30~18:00		
④島津保育所	網野町島津 1180 (0772)72-0596	100人	平日	7:30~18:30	10ヶ月から	
			土曜	7:30~12:30		
⑤たちばな保育所	網野町木津 1357-3 (0772)74-0004	120人	平日	7:30~19:00	10ヶ月から	
			土曜	7:30~18:00		
⑥丹後こども園	丹後町間人 300 (0772)75-8030	180人	平日	7:30~19:00	6ヶ月から	一時預かり
			土曜	7:30~18:00		
⑦宇川保育所	丹後町中野 242 (0772)76-1249	80人	平日	7:30~18:30	10ヶ月から	
			土曜	7:30~12:30		
⑧弥栄こども園	弥栄町木橋 551 (0772)65-0121	140人	平日	7:30~19:00	6ヶ月から	一時預かり
			土曜	7:30~18:00		
⑨久美浜保育所	久美浜町 1322 (0772)82-0142	120人	平日	7:30~18:30	10ヶ月から	
			土曜	7:30~12:30		
⑩かぶと山こども園	久美浜町浦明 570-1 (0772)83-2177	140人	平日	7:30~19:00	6ヶ月から	一時預かり
			土曜	7:30~18:00		

(2) 公設民営保育所（2・3号認定）

施設名	所在地/電話番号	定員	開所時間		入所月齢	特別保育
			平日	土曜		
⑪大宮北保育所	大宮町河辺 4713-8 (0772)68-1471	230人	平日	7:00~20:00	6ヶ月から	一時預かり 休日保育
			土曜	7:00~19:00		

※公立の保育所で、社会福祉法人みねやま福祉会に運営を委託しています。

(3) 私立保育所 (2・3号認定)

施設名 【法人名】	所在地/電話番号	定員	開所時間		入所月齢	特別保育
⑫あみの夢保育園 【(福)不動園】	網野町網野 721 (0772)72-0619	90 人	平日	7:00~20:00	6ヶ月から	一時預かり 休日保育
			土曜	7:00~19:00		
⑬ゆうかり乳児保育所 【(福)みねやま福祉会】	峰山町室 24 (0772)62-0045	30 人	平日	7:30~19:00	2ヶ月~2歳	
			土曜	7:30~18:00		

(4) 私立認定こども園 (2・3号認定)

施設名 【法人名】	所在地/電話番号	定員	開園時間		入園月齢	特別保育
⑭ゆうかり子ども園 【(福)みねやま福祉会】	峰山町杉谷 283 (0772)62-0343	138 人	平日	7:00~20:00	6ヶ月から	一時預かり 休日保育 病後児保育
			土曜	7:00~19:00		
⑮こりゆう虹こども園 【(福)不動園】	久美浜町永留 246-4 (0772)84-0221	120 人	平日	7:00~20:00	6ヶ月から	一時預かり 休日保育
			土曜	7:00~19:00		

※⑮の施設は令和4年度から「幼保連携型認定こども園」へ移行予定です。

※社会福祉法人みねやま福祉会及び社会福祉法人不動園が運営する私立の「幼保連携型認定こども園」です。幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設で、教育と保育を一体的に提供します。「教育」部分が認定こども園(1号認定)、「保育」部分が認定こども園(2・3号認定)です。

※保育部分(2・3号認定)については市で申込受付及び利用調整をしますが、教育部分(1号認定)の申込受付及び利用児童の選考は、それぞれの私立認定こども園が行います。1号認定(教育部分)の利用案内はP17をご覧ください。

※災害等に伴う措置について

特別警報が発令された場合は、原則、休所(園)とします。

台風・その他災害等により送迎や園内での保育が危険であると判断される場合は、希望保育への切り替え又は休所(園)とする場合があります。

危険な場合は、休ませたり、早めにお迎えに来ていただくなどご配慮ください。

4. 保育時間（利用できる時間）について

「保育標準時間」「保育短時間」のどちらの区分で認定されるかによって、施設を利用できる時間が異なります。開所（園）時間、保育時間は施設により異なるので、下記でご確認ください。

保護者の就労により「保育標準時間」「保育短時間」を超えてさらに保育が必要な場合は、延長保育の申請が必要です。（別途、延長保育料がかかります。）☞ P14、16「延長保育料月額表」

※申請については入所（園）決定時にご案内します。

（1）開所（園）時間が 7:30～19:00 の施設

【①峰山こども園 ②大宮こども園 ③網野こども園 ⑤たちばな保育所 ⑥丹後こども園 ⑧弥栄こども園 ⑩かぶと山こども園 ⑬ゆうかり乳児保育所】



※土曜日は、昼食前の 11:30 で一度区切りますが、保護者の就労により保育が必要な場合は、標準時間は最大 18:00 まで、短時間は最大 16:30 まで利用できます。

※土曜日は給食を実施しませんので、12:30 以降の保育を利用する場合はお弁当が必要です。（ゆうかり乳児保育所除く）

（2）開所時間が 7:30～18:30 の施設

【④島津保育所 ⑦宇川保育所 ⑨久美浜保育所】



※土曜日は 12:30 までです。（標準時間、短時間とも）

（3）開所時間が 7:00～20:00 の施設

【⑪大宮北保育所】



※土曜日は、昼食前の 11:30 で一度区切りますが、保護者の就労により保育が必要な場合は、標準時間は最大 18:30 まで、短時間は最大 16:30 まで利用できます。（延長保育は最大 19:00）

※土曜日も給食を実施します。

（4）開所時間が 7:00～20:00 の施設

【⑫あみの夢保育園 ⑭ゆうかり子ども園 ⑮こうりゅう虹こども園】



※土曜日は、昼食前の 11:30 で一度区切りますが、保護者の就労により保育が必要な場合は、標準時間は最大 18:00 まで、短時間は最大 16:30 まで利用できます。（延長保育は最大 19:00）

※土曜日も給食を実施します。

※私立保育所及び認定こども園の延長保育料金は各施設が設定しています。申込方法などについては、入所（園）後に各施設からご案内します。

☆保育標準時間に該当する方が、保育短時間で利用を希望する場合は保育短時間となります。

☆認定を受けた時間帯の範囲内で、就労や通勤等で子どもを家庭で保育できない時間を必要に応じて利用していただきます。（保育標準時間の認定を受けても、必ず11時間利用しないとイケないものではありません。）

5. 休日保育について

保育所等は休日（日曜・祝日・年末年始）は休みです。就労のため、休日の保育を希望される場合は、休日保育を実施する下記のいずれかの施設に入所（園）が必要です。

実施施設	①大宮北保育所 ②あみの夢保育園 ④ゆうかり子ども園 ⑤こうりゅう虹こども園
要件	保護者（父母ともに）が就労のため、日曜日、祝日、年末年始に保育を必要とする
実施日・時間	日曜日・祝日・年末年始（1/1を除く）7:30～18:30

6. クラス編成について

入所（園）児童数により、異年齢児との混合クラスになる場合があります。また、0～2歳児については、年度途中に入所（園）児童が増えるなどの事情により、クラス編成の変更またはクラスを異動していただく場合があります。

7. 送迎バスの運行について

保育所の統廃合の対象となった地域にお住まいのかたについて、送迎バスを運行します。申込手続き、停車場所、乗降時間については、入所（園）決定時にご案内します。

☆令和4年4月1日現在で満3歳以上の児童
☆保育短時間（月～金8:30～16:30、土8:30～11:30）を利用する児童
（保育標準時間の利用児童でも、送迎のどちらか一方のみの利用は可能です。）

- ・峰山こども園 西山・小西・安・菅・新治・新町・荒山・内記・丹波・矢田・橋木・長岡、五箇・鱒留・二箇・久次区
- ・大宮北保育所 口大野・河辺・善王寺区
- ・大宮こども園 周枳・奥大野・上常吉・下常吉・三重・森本・谷内・三坂・五十河新宮・延利・久住・明田区
- ・島津保育所 三津・遊区
- ・網野こども園 郷・高橋・公庄・生野内、切畑、浅茂川連合区
- ・丹後こども園 間人・豊栄・竹野地域
- ・宇川保育所 袖志・尾和・中浜・久僧・谷内・上山・上野区
- ・弥栄こども園 等楽寺・外村・吉沢・芋野・小田・船木・堤・国久・黒部・野間連合区
- ・かぶと山こども園 湊地区（箱石・河内を除く）・神野地区（浦明・神崎・長柄・甲山を除く）・田村地区
- ・こうりゅう虹保育園 川上・海部・佐濃地区

※上記バス発着場は令和3年8月時点の設置状況です。

※ご利用にあたってはバス発着場までの送迎を、保護者にて行っていただく必要があります。



8. 面接について

利用施設内定後に、児童の家庭での様子を聞かさせていただくため、面接を行います。

対象者	☆新規入所(園)の児童(4月入所(園)の方のみ) ☆転所(園)希望の児童(4月入所(園)の方のみ)
面接日	令和3年11月25日(木) 峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・かぶと山こども園、島津・たちばな・宇川・久美浜保育所・ゆうかり乳児保育所・あみの夢保育園・ゆうかり子ども園 令和3年11月26日(金) 大宮北保育所・こうりゅう虹こども園 ☆特別な事由がない限り、面接日の変更には応じられません。
面接場所	内定した施設。時間は1人15分～30分程度を予定しています。
面接時刻	期間内の申込者に郵送でお知らせします。
内容	児童と保護者(父母どちらかで可)の出席をお願いします。

※アレルギー等により給食の除去が必要な場合、面接時にお知らせください。除去食指示書をお渡ししますので、医療機関の診断を受け、後日ご提出ください。

※5月以降の入所(園)児童については、入所(園)希望日のおおむね1か月前に面接及び利用施設について電話連絡をします。

9. 利用者負担額(保育料)について

保育料は、保護者(父・母)またはその他の扶養義務者(家計の主宰者である場合のみ)の、市町村民税額により階層区分を決定し、その階層区分に応じた額になります。

3歳未満児

■保育料徴収金基準額表①

【階層区分】 各月初日の在籍入所(園)児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額、単位:円)	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税課税世帯(所得割非課税世帯)	13,000	12,000
第4階層	所得割課税額 48,600円未満	17,000	16,000
第5階層	所得割課税額 48,600円以上97,000円未満	26,000	25,000
第6階層	所得割課税額 97,000円以上133,000円未満	32,000	31,000
第7階層	所得割課税額 133,000円以上169,000円未満	38,000	37,000
第8階層	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	45,000	44,000
第9階層	所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	52,000	51,000
第10階層	所得割課税額 301,000円以上349,000円未満	60,000	58,000
第11階層	所得割課税額 349,000円以上397,000円未満	68,000	66,000
第12階層	所得割課税額 397,000円以上	77,000	75,000

① 父と母の市町村民税額(所得割課税額)を合計し、階層区分を決定します。所得割課税額の合計が0円の場合は、均等割の課税状況により第2～3階層になります。

② 4月～8月分は令和3年度市町村民税額(令和2年中の収入により決定)、9月～3月分は令和4年

度市町村民税額（令和3年中の収入により決定）により算定します。（税額は、住宅借入金等特別控除等の適用前の税額で、年少扶養控除の再計算は考慮しない額です。）

- ③ 同一世帯の2人の児童（年齢が高い順に第1子と第2子）が保育所等に在籍している（注1）場合、第2子は徴収基準額（月額）の半額になります。また、所得割課税額が57,700円未満の場合には、年齢制限はなく（第1子が保育所等に在籍していない場合も）第2子は半額になります。
- ④ 同一世帯の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の第3子以降の入所（園）児童にかかる保育料は無料です。また、所得割課税額が57,700円未満の場合には、年齢制限はなく第3子以降は無料になります。
- ⑤ 保育料算定対象者の税の申告がない場合、階層の判定ができないため、第12階層の保育料を徴収することがあります。
- ⑥ 市内の公立・私立の全保育所及び認定こども園における保育料の基準は一律です。

（注1）保育所等に在籍している

幼稚園・認定こども園・保育所・特別支援学校幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用する場合をいいます。

■保育料徴収金基準額表②

【ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯（注2）等】

【階層区分】 各月初日の在籍入所（園）児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額、単位:円)	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税課税世帯(所得割非課税世帯)	5,500	5,500
第4階層	所得割課税額 48,600円未満	7,500	7,500
第5階層	所得割課税額 48,600円以上77,101円未満	8,000	8,000

- ① 第3・4階層に属する世帯の第2子は無料になります。
- ② 第5階層で、所得割課税額が77,101円未満の場合は、第2子以降は無料になります。
- ③ ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等であっても、所得割課税額が77,101円以上の場合は、保育料徴収基準額表①のとおりとなります。

（注2）在宅障害児（者）のいる世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

※注2に該当される世帯の保護者のかたは、子ども未来課に申し出てください。その際、証明となる手帳等のコピーが必要な場合があります。

■延長保育料月額表（公立施設）

認定区分	階層区分	月額	備考
保育標準時間認定	第2階層～第9階層	500円	
	第10階層～第12階層	1,000円	
保育短時間認定	第2階層～第9階層	1,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合はプラス500円
	第10階層～第12階層	2,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合はプラス1,000円

- ① 第1階層に属する世帯は無料です。
- ② 第2階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は無料です。
- ③ 第3・4階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は半額になります。
- ④ 同一世帯の2人の児童（第1子と第2子）が保育所等に在籍している場合、第2子は半額になります。

- ⑤ 同一世帯の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の第3子以降の入所（園）児童にかかる延長保育料は無料です。
- ⑥ 延長保育料は無償化の対象ではないため、3歳以上児であっても、①②⑤に該当する場合以外は、無料になりません。

※私立保育所及び認定こども園（ゆうかり乳児保育所・あみの夢保育園・ゆうかり子ども園・こうりゅう虹こども園）の延長保育料は各施設が設定しています。詳細は各施設にお問い合わせください。

3歳以上児

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育に係る利用料は無料になりました。公立施設（大宮北保育所を除く）では、主食費と副食費のみを保育料として徴収します。

私立保育所及び認定こども園（※）については、市が徴収する料金はありません。各施設が設定した主食費と副食費を各施設が徴収します。

※民営の大宮北保育所を含む、あみの夢保育園・ゆうかり子ども園・こうりゅう虹こども園の4施設

■保育料（主食費・副食費）徴収金基準額表

（月額、単位：円）

【階層区分】 各月初日の在籍入所（園）児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額	
		公立施設	大宮北保育所 あみの夢保育園 ゆうかり子ども園 こうりゅう虹こども園
第1階層	生活保護法による被保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0
第4階層	所得割課税額 48,600円未満	0	0
第5階層	所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	0	0
	所得割課税額 57,700円以上77,101円未満	※ひとり親世帯等 0 5,000	※ひとり親世帯等 0
	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	5,000	各施設が設定した 主食費と副食費
第6階層	所得割課税額 97,000円以上133,000円未満	5,000	
第7階層	所得割課税額 133,000円以上169,000円未満	5,000	
第8階層	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	5,000	
第9階層	所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	5,000	
第10階層	所得割課税額 301,000円以上349,000円未満	5,000	
第11階層	所得割課税額 349,000円以上397,000円未満	5,000	
第12階層	所得割課税額 397,000円以上	5,000	

- ① 父と母の市町村民税額（所得割課税額）を合計し、階層区分を決定します。所得割課税額の合計が0円の場合は、均等割の課税状況により第2～3階層になります。
- ② 4月～8月分は令和3年度市町村民税額（令和2年中の収入により決定）、9月～3月分は令和4年度市町村民税額（令和3年中の収入により決定）により算定します。（税額は、住宅借入金等特別控除等の適用前の税額で、年少扶養控除の再計算は考慮しない額です。）
- ③ 所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等（注1）は77,101円未満）の場合には、保育料

(主食費・副食費)は免除になります。

- ④ 所得割課税額が 57,700 円以上の場合でも、同一世帯の子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者)の第 3 子以降の入所(園)児童にかかる保育料(主食費・副食費)は免除になります。
- ⑤ 上記③④に関わらず、保育所及び認定こども園で土曜日に主食の提供を受ける場合、土曜日の主食費は免除になりません。
- ⑥ 保育料算定対象者の税の申告がない場合、階層の判定ができないため、免除にはなりません。

(注 1)

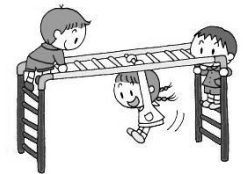
ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

■延長保育料月額表(公立施設(大宮北保育所を含む))

認定区分	階層区分	月額	備考
保育標準時間認定	第2階層～第9階層	500円	
	第10階層～第12階層	1,000円	
保育短時間認定	第2階層～第9階層	1,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合はプラス500円
	第10階層～第12階層	2,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合はプラス1,000円

- ① 第 1 階層に属する世帯は無料です。
- ② 第 2 階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯は無料です。
- ③ 第 3・4 階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯は半額になります。
- ④ 同一世帯の 2 人の児童(第 1 子と第 2 子)が保育所等に在籍している場合、第 2 子は半額になります。
- ⑤ 同一世帯の子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者)の第 3 子以降の入所(園)児童にかかる延長保育料は無料です。
- ⑥ 延長保育料は無償化の対象ではないため、3 歳以上児であっても、①②⑤に該当する場合以外は、無料になりません。

※私立保育所及び認定こども園(ゆうかり乳児保育所・あみの夢保育園・ゆうかり子ども園・こうりゅう虹こども園)の延長保育料は各施設が設定しています。詳細は各施設にお問い合わせください。



10. その他の納付について

公立保育所・認定こども園(2・3号認定)では、保護者会費(それぞれの保護者会で決定します。)が別途必要となります。

また、2号認定児のみ入所(園)時に保育用品代(年額 3,000 円(年齢により相違あり))が必要となります。

私立保育所及び認定こども園、公設民営保育所については各施設にお問い合わせください。

認定こども園（1号認定）利用案内

1. 募集対象児童

- (1) 対象児童 京丹後市内に居住している3～5歳児
3歳児：平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ
4歳児：平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれ
5歳児：平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれ

2. 利用可能な施設

(1) 公立認定こども園（1号認定）

施設名	所在地/電話番号	定員
①峰山こども園	峰山町長岡 1677-2 (0772)69-1155	40人
②大宮こども園	大宮町周枳 167 (0772)68-3005	40人
③網野こども園	網野町小浜 133 (0772)72-4422	20人
④丹後こども園	丹後町間人 300 (0772)75-8030	20人
⑤弥栄こども園	弥栄町木橋 551 (0772)65-0121	20人
⑥かぶと山こども園	久美浜町浦明 570-1 (0772)83-2177	20人

(2) 私立認定こども園（1号認定）

施設名	所在地/電話番号	定員	その他
⑦ゆうかり子ども園	峰山町杉谷 283 (0772)62-0343	12人	【平日】8:30～14:30 ☆給食を実施します。 ☆希望者には、下記の内容で預かり保育を実施します。 【平日】14:30～16:30 【土曜】8:30～11:30 【利用料】月額 4,000 円 ※日曜日、祝日、年末年始は休み

⑧ <u>こうりゅう虹こども園</u>	久美浜町永留 246-4 (0772)62-0343	9人	<p>【平日】8:30～14:30 ☆給食を実施します。</p> <p>☆希望者には、下記の内容で預かり保育を実施します。</p> <p>【平日】14:30～16:30 【土曜】 8:30～11:30 【利用料】月額 4,000 円 ※日曜日、祝日、年末年始は休み</p>
---------------------	-------------------------------	----	--

※⑧の施設は令和4年度から「幼保連携型認定こども園」へ移行予定です。

※社会福祉法人みねやま福祉会及び社会福祉法人不動園が運営する私立の「幼保連携型認定こども園」です。幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設で、教育と保育を一体的に提供します。「教育」部分が認定こども園（1号認定）、「保育」部分が認定こども園（2・3号認定）です。

※保育部分（2・3号認定）については市で申込受付及び利用調整をしますが、教育部分（1号認定）の申込受付及び利用児童の選考は、それぞれの私立認定こども園が行います。2・3号認定（保育部分）の利用案内はP8をご覧ください。

※書類提出先：ゆうかり子ども園 電話 0772-62-0343
こうりゅう虹こども園 電話 0772-84-0221

※募集期間：令和3年10月8日（金）～ 令和3年11月5日（金）

※提出書類：教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（児童1人につき1枚）

3. 面接について

利用施設内定後に、児童の家庭での様子を聞かさせていただくため、面接を行います。

対象者	☆新規入園の児童(4月入園の方のみ) ☆転園希望の児童(4月入園の方のみ)
面接日	☆公立認定こども園・ゆうかり子ども園 令和3年11月25日(木) ☆こうりゅう虹こども園 令和3年11月26日(金) ☆特別な事由がない限り、面接日の変更には応じられません。
面接場所	内定した認定こども園。時間は1人15分～30分程度を予定しています。
面接時刻	期間内の申込者に郵送でお知らせします。
内容	児童と保護者(父母どちらかで可)の出席をお願いします。

※5月以降の入園児童については、入園希望日のおおむね1か月前に面接及び利用施設について電話連絡をします。

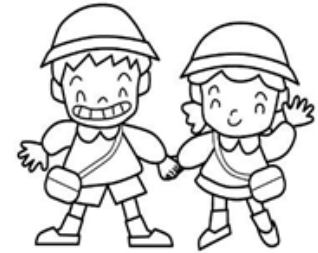
4. 利用施設の決定

施設の受入可能人数を超えた場合、抽選によって各施設の利用調整を行うことがあります。その場合、第2、第3希望の施設へ入園となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 認定こども園（1号認定）のあらまし

(1) 保育時間

	通常時間
月・火・木・金曜日	午前8時30分～午後2時30分
水曜日	午前8時30分～午後1時00分



(2) 休業日

- ① 国民の祝日、日曜日及び土曜日
- ② 学年始休業日 4月 1日 ～ 4月 5日まで
- ③ 夏季休業日 7月21日 ～ 8月26日まで
- ④ 冬季休業日 12月25日 ～ 翌年1月6日まで
- ⑤ 学年末休業日 3月25日 ～ 3月31日まで
- ⑥ その他教育長が指定した日またはあらかじめ承認した日

(3) 登降園

原則保護者の送迎とします。（くわしくは、入園説明会で説明します。）

峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・かぶと山こども園は、P12の送迎バス運行対象地域在住の児童で、かつ設定された運行経路、運行時間であれば、利用することができます。（保育所・認定こども園（2号認定）児を優先します。認定こども園（1号認定）児のために新たに経路、時間設定を行うことはありません。）

(4) 預かり保育

保護者の希望により月ごとで利用することができます。（事前の申請が必要です。）

預かり保育の申請については、入園決定後に改めて提出していただきますので、利用を希望される方は、入園調書の預かり保育の希望を「有」に○をしてください。

保育料とは別に、預かり保育料がかかります。☞ P20「預かり保育料月額表」

	(2)の休業日以外の日	長期休業、土曜日
月・火・木・金曜日	午後2時30分～午後4時30分	午前8時30分～午後4時30分
水曜日	午後1時00分～午後4時30分	午前8時30分～午後4時30分
土曜日		午前8時30分～午前11時30分

- 実施しない日
- ① 国民の祝日及び日曜日
 - ② 12月29日から翌年1月3日
 - ③ 特に教職員の研修等で園を休業する必要があるとき

6. 利用者負担額（保育料）について

保育料は、保護者（父・母）またはその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合のみ）の、市町村税額により階層区分を決定し、その階層区分に応じた額になります。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、教育に係る利用料は無料になりました。公立施設では主食費と副食費のみを保育料として徴収します。

私立認定こども園（ゆうかり子ども園・こうりゅう虹こども園）については、施設が設定した主食費と副食費を施設が徴収します。

■保育料（主食費・副食費）徴収金基準額表

（月額、単位：円）

【階層区分】 各月初日の在籍入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額	
		公立施設	ゆうかり子ども園 こうりゅう虹こども園
第1階層	生活保護法による被保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)	0	0
第3階層	第1階層及び第2階層に該当しない世帯 (市町村民税所得割課税額 77,101円未満)	0	0
	第1階層及び第2階層に該当しない世帯 (市町村民税所得割課税額 77,101円以上)	4,000	ゆうかり子ども園 こうりゅう虹こども園 が設定した 主食費・副食費

- ① 父と母の市町村民税額（所得割課税額）を合計し、階層区分を決定します。
- ② 4月～8月分は令和3年度市町村民税額（令和2年中の収入により決定）、9月～3月分は令和4年度市町村民税額（令和3年中の収入により決定）により算定します。（税額は、住宅借入金等特別控除等の適用前の税額で、年少扶養控除の再計算は考慮しない額です。）
- ③ 所得割課税額が77,101円未満の場合には、保育料（主食費・副食費）は免除になります。所得割課税額が77,101円以上の場合でも、同一世帯の子ども（18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者）の第3子以降の入園児童にかかる保育料（主食費・副食費）は免除になります。
- ④ 保育料算定者の税の申告がない場合、階層の判定ができないため、免除にはなりません。

■預かり保育料月額表（公立施設）

預かり保育を利用する月	月額
(1)8月以外の月	5,000円
(2)8月	8,000円

- ①同一の利用期間において、保護者の属する世帯に2人以上の預かり保育を利用する園児がある場合の2人目以降の利用料は半額になります。
- ②保護者が次の(1)～(3)のいずれかに該当する者で必要と認めるものに対しては、減免申請（申請があったその月から適用）をすることにより預かり保育料を減額し、または免除することができますので、該当されると思われる世帯の保護者のかたは、子ども未来課まで申し出てください。

※私立認定こども園（ゆうかりこども園・こうりゅう虹こども園）の預かり保育料は私立施設が設定しています。詳細は施設にお問い合わせください。

※預かり保育料は、保育が必要な理由に該当しなければ無償化の対象となりません。

該当世帯	減免額
(1)生活保護法の規定による被保護世帯	預かり保育料の全額
(2)当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	預かり保育料の100分の60
(3)災害その他特別の事由による世帯	預かり保育料の100分の30以上

7. その他の納付について

公立認定こども園では、教材費（月額 300 円）、保育用品代（入園時に年額約 3,000 円（年齢により相違あり）、保護者会費（それぞれの保護者会で決定します。）が別途必要となります。

私立認定こども園については、施設にお問い合わせください。

8. 災害、インフルエンザなどに伴う措置について

台風・その他非常災害、インフルエンザのため、登降園や保育が児童にとって危険であると判断される場合は休園とします。登園後、そのような事態となった場合は保育を中止し、緊急連絡網によりご家庭に連絡のうえ、迎えの要請をすることがあります。

また、特別警報が発令された場合は、原則、休園とします。